

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-8
処分の種類	所有者等以外の者による重要文化財の公開の許可取消、公開停止命令			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第53条第4項			
処分の概要	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者で重要文化財の公開の許可を受けた者が、その許可の条件に従わなかったとき、許可の取消又は公開の停止命令を行う。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がないため)			
基準の制定根拠				